

永生苑「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定 第2370500056号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービス利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・	2
4. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	3
6. サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・	4
7. 苦情の受付について・・・・・・・・	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 永信会
(2) 法人所在地 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目 39 番 11 号
(3) 電話番号 0 5 2 - 5 4 1 - 3 7 8 0
(4) 代表者氏名 理事長 李 大 宗
(5) 設立年月 1973 年 8 月 13 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 高齢者支援
(3) 事業所の名称 永生苑居宅介護支援事業所
2000 年 4 月 1 日指定
愛知県 2370500056 号
(4) 事業所の所在地 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目 39 番 11 号
(5) 電話番号 0 5 2 - 5 4 1 - 3 7 8 0
(6) 事業所長（管理者） 氏名 飯 塚 英 樹
(7) 当事業所の運営方針 キリスト教精神に基づいた高齢者支援
(8) 開設年月 2000 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 名古屋市中村区・西区・中区・中川区
(2) 営業日及び営業時間

営業日	12 月 29 日～1 月 3 日はお休みをいただきます	
受付時間	月～金	9 : 0 0 ～ 1 7 : 3 0
サービス提供時間帯	月～金	9 : 0 0 ～ 1 7 : 3 0

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対し指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1 名			1 名	
2. 介護支援専門員	1 名	1 名		1 名	

＊常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護支援専門員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用負担はありません。

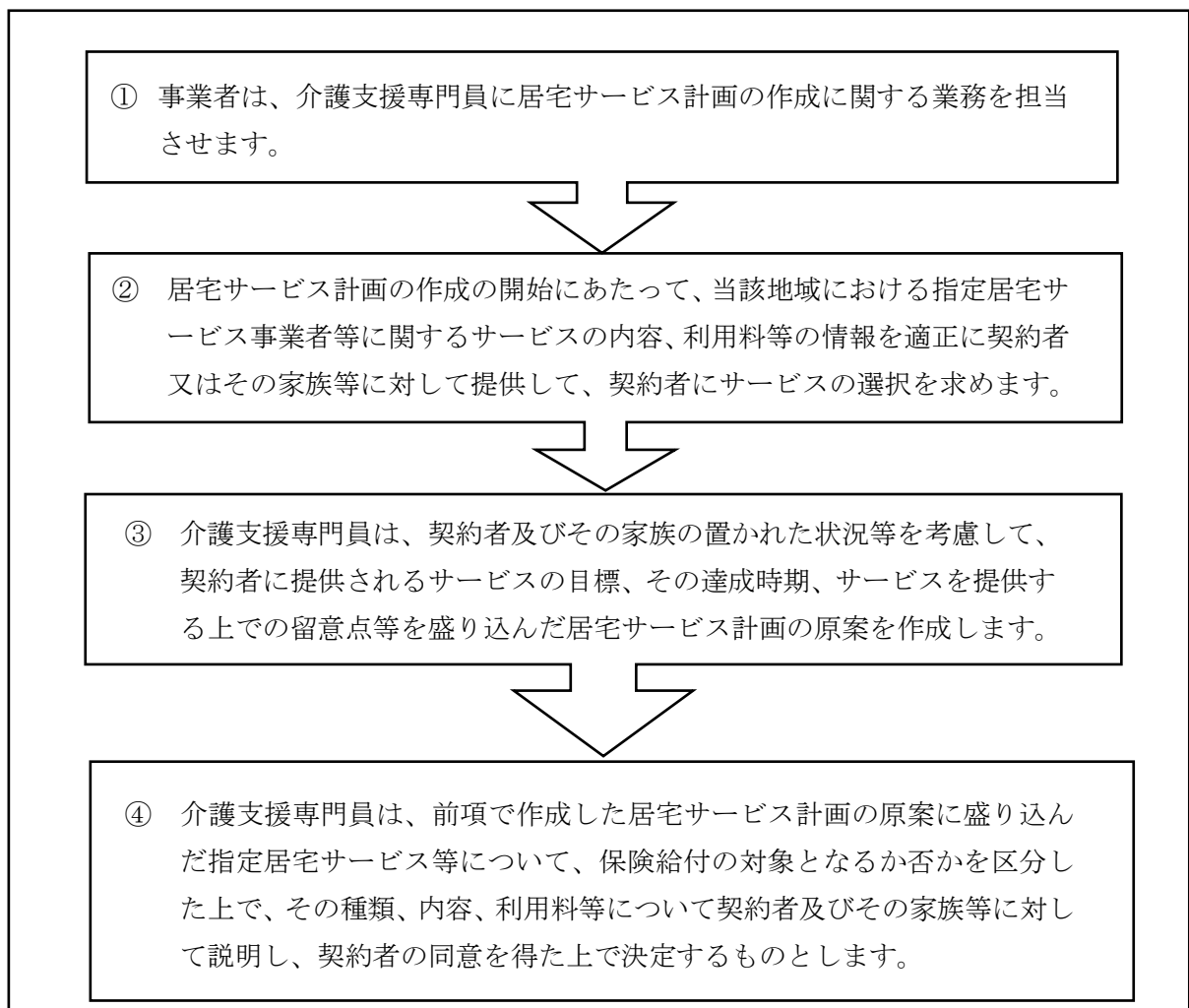
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、

居宅サービス計画の実施状況を把握します。

- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

（２） 交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

（１） サービスの提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２） 介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員の交替をすることがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（１） 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

{職名} 所長

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30

（２）行政機関その他苦情受付機関

苦情申し立ての窓口について

・苦情解決責任者 苑 長 金 勝 正

・苦情受付担当者 所長 飯塚英樹

・第三者委員 福祉サービス苦情相談センター

名古屋市北区清水4丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館5階

TEL 910-7976 FAX 910-7977

受付： 午前9時～正午

午後1時～5時

* 土・日・祝・年末年始除く

* 第三者委員とは・・・公正・中立な立場で調査、助言を行います

・苦情相談制度 名古屋市役所健康福祉局介護指導課

名古屋市中区三の丸三丁目1-1 名古屋市役所2階

TEL 972-3087 FAX 972-4147

愛知県国民健康保険団体連合会 福祉課

名古屋市東区泉一丁目六番五号

TEL 971-4165 FAX 962-8870

令和 年 月 日

指定居宅介護支援センターの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

永生苑居宅介護支援センター

説明者職名 介護支援専門員 氏名 飯塚英樹

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者住所： 名古屋市中村区名西通3-3メイセイハウス101号室

利用者氏名：

代理人氏名：

代筆理由 続柄

（１）この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービス提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援についての記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約満了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者からの利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意または重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

永生苑居宅介護支援センター基本報酬について

毎月、利用者のご自宅を訪問して、サービス利用状況等を確認します。必要に応じてケアプランを変更致します。要介護度により、毎月下記の請求となります。

居宅介護支援（Ⅰ）40名以内の担当数

介護度 1～2：1086 単位

介護度 3～5：1411 単位

※集中減算を受けた場合は、200 単位のマイナスとなります。

（Ⅱ）、（Ⅲ）の場合は別途資料にて説明を致します。

＜加算体系について＞

○初回加算：300単位

新規担当に就いた時、若しくは要介護度に2つ以上の変更があった場合に加算します。

○入院情報連帯加算：200単位／100単位

病院、診療所に入院する利用者につき、当該病院職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合に加算します。

- ・3日以内に情報提供をした場合 200単位
- ・4日～7日以内に情報提供をした場合 100単位

○退院・退所加算：450単位（カンファレンス参加無）

600単位（カンファレンス参加有）

退院、退所にあたって、病院職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を求めること、その他の連帯を行なった場合に加算します。

○緊急時等居宅カンファレンス加算：200単位

病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行なった場合に加算します。

○複合型サービス事業所連帯加算：300単位

小規模多機能型施設に居宅担当を変更する際に、必要な情報提供をした場合に加算します。

○ターミナルケアマネジメント加算：400単位

- ・著しい状態変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得る事を前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすること等によりケアマネジメントプロセスを簡素化する。
 - ・末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業所へ提出した場合を新たに評価する。

運営基準減算について

1. 利用者は事業者に対し、複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができる。
2. 利用者は事業者に対し、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができる。
3. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りである。

① 前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護

地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 32%

通所介護 96%

地域密着型通所介護 100%

福祉用具貸与 43%

② 前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護

地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの

同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護 福祉の幸 32% にじのさと 13%

ビックママ 10%

通所介護 デイサービスセンター永生苑新明 96%

ジョイリハ 5%

GENTEN 5%

地域密着型通所介護 デイサービスセンター新道 100%

福祉用具貸与 ヤマシタ 43% フロンティア 32%

パナソニックエイジフリー 8%

7年9月20日 記入